

滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画(案)の概要

総務・企業常任委員会資料3-2
平成25年(2013年)12月16日
防災危機管理局・健康福祉部

本対策上の目的・留意点

(1) 新型コロナウイルス等対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制、県民の生命および健康を保護
- 県民生活および県民経済への影響の最小化

(2) 配慮すべき事項

- 基本的人権の尊重
県民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は必要最小限のものに限定する
- 関係機関相互の連携協力の確保
県対策本部、政府対策本部、市町対策本部間で緊密な連携を図り、対策を総合的に推進する
- 対策についての記録の作成・保存
国、県、市町はそれぞれ記録を作成、保存、公表する

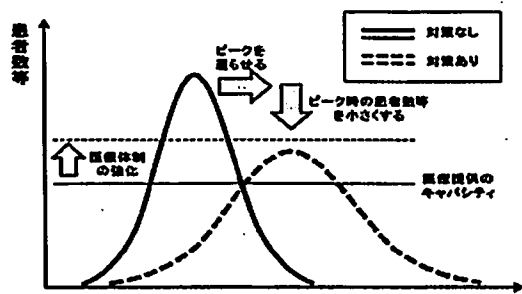
ポイント

- 法律(特別措置法)に基づく初めての行動計画であること
- 特別措置法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載していること

● 従来の行動計画(平成24年3月最終改定)との主な変更点

項目	現行計画	新行動計画(案)
名称	滋賀県新型コロナウイルス対策行動計画	滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画
対象となる感染症	「新型コロナウイルス」	「新型コロナウイルス」および「新感染症」
対策の基本方針	・感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる ・社会・経済を破綻に至らせない	・感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する ・県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
対策推進のための対象	国、地方公共団体、医療機関、社会機能の維持に関わる事業者、一般の事業者、県民	国、地方公共団体、医療機関、指定公共機関、登録事業者、一般の事業者、県民
主要項目	7項目(実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、ワクチン、社会・経済機能の維持)	6項目(実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止(ワクチン含む)、医療、県民生活および県民経済の安定の確保)
実施体制	滋賀県新型コロナウイルス対策本部の設置(要綱)	・滋賀県新型コロナウイルス等対策本部の設置(条例設置) ・指定地方公共機関の指定
サーベイランス・情報収集	海外発生期から患者の全数把握、学校等の集団発生の把握	同左
情報提供・共有	・県民からの問合せに対する相談窓口(コールセンター)の設置 ・発生段階に応じた県内発生状況や対策の実施状況を情報提供	同左
予防・まん延防止	手洗い・うがい・咳エチケット等を勧奨、濃厚接触者への対応	同左 医療従事者等への特定接種、県民への予防接種 緊急事態宣言時 ○不要不急の外出の自粛要請 ○学校などの施設の使用制限の要請、指示等
医療	・帰国者・接触者外来(医療機関)および帰国者・接触者相談センター(保健所)の設置 ・抗インフルエンザ薬の備蓄、使用	同左 緊急事態宣言時 ○臨時の医療施設の設置等
県民生活および県民経済の安定の確保	従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策 県民に消費者として適切な行動を呼びかけ	同左 緊急事態宣言時 ○指定地方公共機関への救急物資の要請・指示 ○サービス提供水準の低下許容を呼びかけ

＜対策の効果 概念図＞



本県における被害想定

- 発病率:人口の約25%
- 医療機関受診者数 14.4万人~27.6万人
- 死亡者数 1900人~7000人
- 従業員の欠勤 最大40%程度
(ピーク時の約2週間)